



緑行政の一本化を目指して日本初「緑政局」誕生

昭和30年代初頭から40年代の高度経済成長期の日本では、三大都市圏を中心に地方から都心への大規模な人口流入が起こり、横浜でも東京のベッドタウン化が進みました。昭和43(1968)年には人口が200万人を突破し、昭和45(1970)年には、1年間で10万人以上の人口(現在の西区の人口と同等以上)が増加しました。そのため、人口増加にインフラ整備が追い付かず、大気汚染、水質汚濁、ごみの増加なども大きな問題となっていました。

緑行政に目を向けると、山林は無秩序に開発され、公園が不足する一方、農地は宅地開発の波に追いやられようとしていました。当時市は、農地を所管する農政局と公園を所管する都市計画局公園部が個別に対応していましたが、こうした急速な社会状況に迅速かつ適切に対応するためには、農地や公園といった枠を超え、「緑」を軸にひとつの

まとまった組織にすることが必要という意見が高まってきました。

昭和46(1971)年、農政局と計画局公園部の合併により緑政局が誕生しました。緑政局は、無秩序な市街化が進み急速に減少する緑に対し、公園、緑地、農地等の緑に関することを総合的に扱い、都市環境の形成に欠かせない緑やオープンスペースとして確保していこうという革新的な発想から生まれました。

また、緑の環境を保全する取組は、行政だけではなく、市民や事業者もそれぞれの立場で持てる力を生かして、より一層の緑の環境をつくり育てることが必要であることから、昭和48(1973)年に「緑の環境をつくり育てる条例」が制定されました。都市における緑の重要性を高らかに宣言したこの条例は、今でも横浜の緑行政の基本となっています。

Column 04



工場緑化の事例(JFEトポみち / 鶴見区)

工場から始まった民有地緑化の取組

緑化という新しい概念の様に思われますが、その歴史は古く、戦前には工場緑化が盛んにおこなわれました。大正期に横浜は工業化が進み、湾岸には大規模工場が集積するようになります。昭和10年代にはこれらの工場の従業員の就業環境改善を目的に、神奈川県の手導により全国に先駆けた積極的な緑化が行われました。

戦後、高度経済成長に伴って公害が社会問題化すると、市は公害対策局(現在の環境創造局環境保全部)を中心に有害物質の排出規制などの対策に乗り出します。緑政局でも緑化による工場の周辺環境の改善を図るべく、国が工場立地法改正(昭和48(1973)年)により同種の規制を設けるの

と同時に、緑の環境をつくり育てる条例に基づく「緑化協議制度」を設け、企業に敷地の一定割合を緑化することを義務付けました。その後、長年に渡る企業の努力により、湾岸部の工場地帯には多くの企業緑地が生まれました。それら緑地は「京浜の森づくり事業」のように、市民に身近に感じられ、生物多様性保全にも貢献する新たな展開を見せています。本制度は平成16(2004)年に一般建築物も対象となるなど改正を重ね、広く緑の街並みや景観をつくることに大きな役割を果たしました。平成16(2004)年に設けられた国の緑化地域制度を市は平成21(2009)年に導入しました。

緑政局の誕生

戦前、横浜市公園を担当する部署は土木局都市計画課公園係でした。戦後、建設局公園課を経て昭和37(1962)年に計画局公園課、さらに時代の要請に合わせ組織が拡大し、昭和41(1966)年に計画局公園部となりました。

一方、戦前の農業担当部署は産業部農政課で、戦後は経済局を経て昭和34(1959)年に独立し農政局となります。昭和33(1958)年には専門職として造園職と農業職が設けられ採用が始まりました。

高度経済成長期になり、緑が急速に減少する中、市は公園や緑地とともに農地を大都市の環境形成に欠かせないオープンスペースとしてとらえ、農政局と計画局公園部を併せさせ、昭和46(1971)年に「緑政局」が誕生しました。緑を総合的にとらえた緑政局の誕生は当時としては非常に革新的でした。

その後、緑政局は民有樹林地の保全や緑化なども含め緑行政を多面的に展開してきました。

平成17(2005)年の組織改編で緑政局は下水道局や環境保全局と合併し環境創造局となりました。



緑の環境をつくり育てる条例

緑政局が誕生した昭和46(1971)年に、横浜市は市が行う緑化対策事業をまとめた「横浜市緑化対策事業基本要綱」を制定し「市民の森」(P18)などの取組がスタートします。

この取組をより一層進めるために昭和48(1973)年に「緑の環境をつくり育てる条例」が制定されました。この条例は当初「緑の環境を守り育てる条例」として検討されていました。しかし、真に条例の目的を達成するためには守るだけでなく「つくる」ことも重要として、この視点を加えて条例化された経緯があります。

そうした背景もあり、本条例には条例としては珍しく理念をうたった前文があります。前文では、緑の環境の必要性、緑の環境の当時の置かれている状況とともに横浜を健康的でうるおいとこいのある住み良い都市とするため、それぞれの立場で緑の環境をつくり育てるとしています。

本条例は通称「緑条例」として、公共施設の緑化、地域の緑化、緑地や樹木の保存、市民と行政との協定締結、工場の緑化、宅地造成における緑化、苗木の供給といった、現在も続く市の緑に関する制度の根拠となっています。

緑の環境をつくり育てる条例

制定 昭和48年6月20日

条例第47号

(前文のみ抜粋)

人間は、自然の一部であり、自然から離れては生存することができない。豊かな樹木により形づくられている緑の環境は、市民が健康で快適な生活を営み、子どもたちが活力にあふれ、情操豊かに育つためになくてはならない存在である。しかるに、都市は、好むと好まざるとにかかわらず、反自然的、人工的環境を現出させるものであり、ことに、近時の急激で無秩序な都市化の波は、この傾向をさらに強め、現存する緑の環境を著しく破壊しつつある。ここに、われわれは、それぞれの立場を生かし、おのおの力を結集して、緑の環境をつくり育てることにより、横浜を健康的でうるおいとこいのある住み良い都市とするため、この条例を制定する。